

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金			補助金番号	G1-1
所管部署	土木部 土木政策課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金交付要綱				
交付の目的	土砂災害による人的被害の軽減を図ることを目的とする。				
補助対象経費	土砂災害特別警戒区域内等の既存不適格住宅の移転又は補強に要する費用の一部(国1/2、府1/4、市1/4)				
補助率・補助額	定率補助				
交付先	個人又は団体				
開始年度	平成28年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	5,862	6,113	6,111	6,111
決算額	0	0	0	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	0	0	0	/
------	---	---	---	---

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	当該補助事業は、土砂災害による人的被害の軽減を図るための土砂災害防止対策を推進し、もって公共の福祉を確保するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	土砂災害から市民の生命と財産を守る施策である「土砂災害特別警戒区域内建築物に対する支援事業」の目的達成のため、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	近年、市民生活に大きな被害な被害を及ぼす大規模地震や集中豪雨などの自然災害が多く発生しているため、高いニーズがあると考えている。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	本支援事業が実施されることにより、市内の既存不適格住宅が減少し、土砂災害による人的被害の軽減効果が見込まれる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	既存不適格住宅の所有者が実施するものに対して助成するもので、市が直接執行するものではない。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の個人及び団体を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	社会資本整備総合交付金交付要綱において定められている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	本市ホームページで補助金交付要綱及び交付要領を公表している。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	土砂災害防止法、土砂災害防止対策基本指針、社会資本整備総合交付金交付要綱、大阪府土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱、大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づく補助金である。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	社会資本整備総合交付金交付要綱において定められている。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
当該補助金を廃止すると、市民等が土砂災害を凌ぐために実施する対策への支援を受けられない大阪府内唯一の自治体になる見込みとなる。	現状のまま継続する。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	土砂災害から市民の生命と財産を守るため、引き続き、国及び大阪府と協調して土砂災害特別警戒区域内建築物に対する支援事業に取り組む必要がある。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金			補助金番号	G2-2
所管部署	土木部 土木政策課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱				
交付の目的	高齢者や障害者をはじめ全ての人が安全・快適に移動できる交通環境を確保し、社会生活に参加、活動できるノーマライゼーション社会の実現を図るため、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化に対し支援する。				
補助対象経費	鉄道事業者が行う駅舎のエレベーター、エスカレーター、スロープ、手すり、障害者対応型トイレ等のバリアフリー化設備に対する経費について、国・大阪府と連携して補助金を交付する。				
補助率・補助額	定率補助				
交付先	鉄道事業者				
開始年度	平成17年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

						(千円)			
		H31(R1)	R2	R3	R4				
予算額		0	0	0	6,379				
決算額									
特定財源	国庫支出金								
	府支出金								
	その他								
一般財源		0	0	0	0				
						(件)			
交付実績		0	0	0	0				

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	公共交通機関の施設におけるバリアフリー化に関する目的であることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	快適で暮らしやすい環境を整えたまちに関する施策目標達成のため、公共交通の面において当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	要望などにより、公共交通機関の施設のバリアフリー化については高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	当該補助金交付により、公共交通機関のバリアフリー化の進捗が進む。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	公共交通機関の施設であることから、補助金交付が業務委託や直接執行が難しく、より適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	公共交通機関である事業者を対象とした補助金である。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	バリアフリー化事業に伴う経費の一部(1/6)の補助となっている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	事例により妥当性を確認している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱に定めている。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金が継続されている。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	国との協調補助であり、国と市で補助対象経費の3分の1ずつの補助率としている。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	駅のバリアフリー化事業については、公共性や公益性が高い事業であり、今後も更なるバリアフリー化を求められていることから、引き続き補助制度を継続する。ただし、国の鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱が改正されたことから、交通事業者の動向に注視し、状況に応じて改善し、継続していく。
対応完了・廃止予定時期	